支部ニュース

２０１１年７月　No.452

発行 自由法曹団東京支部
〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201
郵便振替 00130-6-87399　TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス　ｄａｎｔｏｋｙｏ@ｄｒｅａｍ．ｃｏｍ

●無実の者を無罪に！４３年の闘い実る
～えん罪布川事件，再審無罪判決～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・三浦直子
●若い世代へのメッセージ
※初心と今、そして〝夢〟と期待・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・坂本　修
※原点にこだわり、しかし柔軟に…上条弁護士への遅い返書・・・・・・・・・加藤健次
●東京で「つくる会」系教科書を採択させないために・・・・・・・・・・・・・村田智子
●６・１７都議会開会日行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・中川勝之
●６・９比例定数削減に反対する大集会 in 東京に企画から参加して・・・・・ 横山　聡
●島根原発視察ツアーに参加しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・市野綾子
●若手学習会おさそい
●２０１１サマーセミナーのお誘い（その３）
●給費制維持７月街頭宣伝行動の成功へ向けて～
参加とビギナーズ・ネットへのカンパを！！～・・・・・・・・・・・・・・・黒澤いつき
●給費制維持活動への取り組みを通して～新人紹介・・・・・・・・・・・・・・植木則和
●事務所紹介～まちだ・さがみ総合法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・川合きり恵
●７月度幹事会議事録
●日誌

無実の者を無罪に！４３年の闘い実る
～えん罪布川事件，再審無罪判決～

東京合同法律事務所　三浦　直子

１　４３年の闘い実る

２０１１年５月２４日，水戸地方裁判所土浦支部は，布川事件の被告人櫻井昌司氏，杉山卓男氏に対し，再審無罪判決を言い渡した。もともと，判決の言い渡しは，同年３月１６日に予定されていたが，このたびに東日本大震災の影響により，延期になっていた。

この再審無罪判決に対し，検察官は控訴せず，判決は確定した。１９６７（昭和４２）年１０月の両氏の逮捕から実に４３年余り。長い長い闘いが実った。戦後，無期懲役以上の事件で再審無罪が確定した事案としては７番目となるが，逮捕から無罪確定までの日数では島田事件，免田事件の３５年を上回り，最長を記録することになった。もちろん，共犯事件の再審無罪は初めてである。

２　えん罪布川事件とは

今から約４４年前，１９６７（昭和４２年）年８月末に，茨城県利根町布川で１人暮らしの男性が自宅で首を絞められて殺害され金員を奪われるという強盗殺人事件が発生した。当時，２０歳と２１歳だった両氏は，それぞれ軽微な別件で逮捕，勾留された後，捜査官らの強制や誘導によって自白させられたが，第１審公判開始以降，このたびの再審無罪判決まで，一貫して無実を叫び続けてきた，という事件である。

両氏の無実の叫びにもかかわらず，１９７８（昭和５３）年，最高裁で無期懲役が確定し，その後，両氏は，１９９６年（平成８年）１１月に仮出獄するまで，実に２９年間余り刑務所に囚われの身となった。その間，両氏は再審請求を申し立てたが，第１次再審請求は最高裁まですべて棄却。その後，第２次再審請求申立に至るまで，まさに９年もの月日を要した。再審申立がいかに困難なものだったか，当時の弁護団の苦悩が推察される。

こうした闘いを重ね，ようやく，２００５（平成１７）年９月に水戸地裁土浦支部で再審開始決定が出された。そして，検察官の即時抗告，さらに特別抗告が棄却されて２０１０（平成２２）年１２月に再審開始が確定し，６回の再審公判を経て，遂に無罪判決に至ったものである。

３　無罪判決の内容と特徴

判決は、まず冒頭で，事件と両氏を結びつける物的証拠が何一つないこと，確定審の有罪判決を支えるのは，目撃供述と捜査段階の両氏の自白という供述証拠しかないことを指摘する。まさに布川事件の特徴である。

そのうえで，６名の目撃供述の信用性について，確定審段階の証拠に，再審請求審で開示された初期の供述調書や捜査報告書を加えて詳細に検討し，供述がなされた経緯の不自然さ，供述の甚だしい変遷，他の証拠との不整合性を指摘するとともに，検察官はじめ捜査官の誘導が作用した可能性を否定できないとしたうえで,両氏を目撃したとする最も重要な証人の供述については,「信用性に欠けるというほかな」いと断じ，「一連の目撃供述を全体として考慮しても，結局のところ，本件強盗殺人に係る被告人両名の自白を支え，あるいは被告人両名の犯人性を推認させる証拠は何ら存在しない」との結論を導いている。

そして，両氏の自白については、まず，①自白の変遷について，２０頁にも及ぶ詳細な検討を行い，広汎かつ不自然，不合理な変遷を指摘し，続いて②両氏の自白相互の矛盾を分析し，さらに，③自白と客観的事実との整合性について，殺害行為の順序や物色行為，ガラス戸の偽装工作，便所の窓からの逃走といった多様な点から３０頁を費やして詳細な分析を加え，２人の自白の信用性に重大な疑問があるとし，任意性についても一定の疑いがあると結論づけた。とりわけ，自白の生成過程について，自白に至った経緯，心境，その後の調書作成状況を語る両氏の供述に理解を示し，両氏の供述に重きを置く一方で，「自分から自白した。」，「誘導はしていない」といった捜査官の証言に対し「率直さに欠けた自己防衛的なもの」と切り捨てている。

判決全体をみて，慎重ともいえる歯切れの悪い表現が目に付くことや，警察・検察批判がなされていないこと，とりわけ証拠隠しに対し全く言及されていないこと，そして，このえん罪の原因についての明言がないことについて批判がないわけではない。

しかしながら，この判決は，両氏と犯行を結びつける証拠は全くないことを確認し，「一連の目撃供述を全体として考慮しても，結局のところ，本件強盗殺人に係る被告人両名の自白を支え、あるいは被告人両名の犯人性を推認させる証拠は何ら存在しない」と宣言し，こうした状況のもとでは，「殊の外慎重な姿勢で」自白の任意性、信用性の有無を判断しなければならない，と，供述依存，自白偏重の裁判に警笛を鳴らしている。

そのうえで，両氏の自白が信用できないというだけではなく，自白が強要や誘導によって作り上げられたものであることを認め，捜査官が供述証拠を作り上げなければ，もともと両氏を本件に結びつける証拠は何もなかった，すなわち，捜査機関が生んだえん罪であったことを明らかにしたのであり，この判決の意義は大きい。

そして、判決は，一連の各目撃供述と自白の信用性を否定する一方，これら目撃供述や自白と表裏の関係にある両氏のアリバイ供述について,「一部とはいえ、客観的な裏付けも存している。」とまで認定し，有罪の証拠が信用できないだけではなく，二人の公判供述に優位性を認めている。すなわち，完全無罪の判決といえるのである。

４　４３年の長きにわたる闘いとそのなかの３年少々の闘い

この無罪判決を勝ち得るまで４３年の長きにわたる闘いがあった。もちろん，弁護士４年目の私が関わった闘いはわずか３年余りということになる。

私は，司法試験に合格した２００４年の秋，ある合格祝賀会で弁護団長の柴田五郎団員と櫻井氏の話を聞き，それこそ天地がひっくり返る衝撃を受けた。無実の人が自白させられ，検察が無罪につながる証拠を隠し，裁判所はそれらを見抜けず有罪判決を下し，無実の人が２９年間も身柄を拘束されたというのである。しかも，隠された証拠が次々と明らかになってきても，再審開始は，開かずの扉に近い状態というくらい困難だという。あまりのショックとそんな理不尽なという怒りのままに突き進み，弁護団に入った。丁度，修習生だった２００５年に土浦支部で再審開始決定が出て，検察官に抗告され，東京高裁に係属していたときであった。最近でこそ，布川事件は無罪間違いない，などと言われていたが，そのようなことを言われ出したのは，ごくごく最近のことである。東京高裁決定前は，無罪間違いなし，などと言う人は限られ，弁護団のなかには，再審開始決定が東京高裁で覆される可能性を考え，土浦決定前よりも緊張感があったという意見も強かったと思う。そうした緊張感のなかで，再審開始決定は維持され，その後，最高裁での闘いを経て確定し，再審の扉が開いた。

先に述べたように，最高裁で無期懲役が確定し，第１次再審請求は最高裁まで全て負け，その後，９年かかって第２次再審請求を行った。苦悩の末に，弁護団は，第２次請求審では，あらゆる論点にわたって有罪証拠を弾劾すると方針を転換し，多くの実験や鑑定を行ってきた。殺害方法が扼頸か絞頸か及び殺害方法の順序に関する法医学鑑定，現場のガラス戸の破損原因を分析する実験と鑑定，自白どおりに行動して指紋を採取する実験，テープの編集痕を発見した音響解析，便所窓からの脱出実験等々，その数は２０を超える。

そして，「布川といえば証拠開示」といわれるように，徹底して証拠を分析し，対象を具体的に特定して開示請求を繰り返した。そうして，両氏の無実の証拠が次々に開示され，再審開始決定に結実したのである。

この４３年あまりの闘いに関わられた現弁護団，弁護団ＯＢ，救援会の方々，支援者の方々，そして何より櫻井氏と杉山氏に敬意を表するとともに，この闘いに関われたことを私自身，とても光栄に思っている。なかでも，杉山氏の被告人質問を担当させて頂いたこと，弁論要旨で強盗殺人罪以外の罪について免訴の主張を担当させて頂いたことは，私自身の財産である。特に，杉山氏の被告人質問の準備のため，杉山氏や弁護団員と打ち合わせを繰りかえすなかで，やっと無実の人が自白をするというのはどういうことなのか，実感をもてたように思う。

今後，布川事件の勝利を，すべてのえん罪被害者の救済とえん罪を生まない刑事司法改革の力にしていけるような活動に関わっていきたいと考えている。

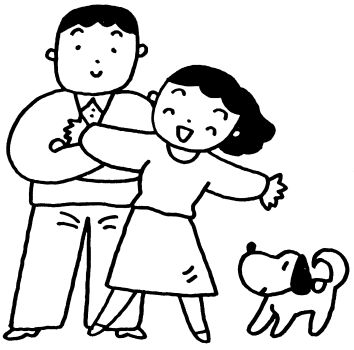

若手弁護士へのメッセージ

初心と今、そして〝夢〟と期待

東京法律事務所　坂本　修

執行部から若い世代あてに一文をと言われ、一度はお断りしたが、結局承諾をした。貴重な支部ニュースの紙面になにをどう書いたら良いのか、団支部の「若い世代」に「贈る言葉」を、私は持ち合わせているのか、大いに迷いつつ、ともかく筆を進めることにする。

１　自己紹介をかねて――「弱者としての入団」

私は秋田県能代市で３００年以上続いていた神社の八人兄弟（二人は姉）の末っ子として生まれ、中学一年の夏、敗戦を迎えた。骨の髄までの軍国少年であった私にとって、敗戦は衝撃であり、恥ずべき侵略戦争だったことをすぐには受けとめられず、日本国憲法の価値を知るには数年の歳月を要した。

特攻機の出撃基地、フィリピンのクラークフィルド飛行場から重度の結核で次兄が最後の病院船で帰国したが、結局、死んだ。三兄も敗戦直後の食糧危機のなかで、結核を再発させ、亡くなった。若い生命は死に逆らう。二人とも悶え苦しんで死んでいった。体重が三六キロ位しかなかった母は、二人の兄の看病に、生命を燃やしつくし、その数年後、脳腫瘍を発病して亡くなった。私は、なぜこんなことがと考えつづけるなかで、「憲法が生きる日本」「そのための政治の根本的な改革」を心から「希求」するようになった。しかし、心身ともにひ弱だった私に、何ができるか、全く自信がなかった。それだけでなく、私は生まれつき「小心」であり、おまけに敗戦後、様々の事情があって人間不信、なによりも自分が嫌いになっていた。だから「革新政党の一員になって、第一線でたたかう」なんていうことはとうてい自分には無理だと思っていた。しかし、そんな自分でも弁護士ならなんとかやれるかも知れない――これが私の「消去方式」できめた「選択」であった。そして、その延長線上の結論として、私は自由法曹団に入団したのである。率直に言えば、「弱者のための弁護士」になろうというのではなく、「弱者だから弁護士になろう」としたのが私の入団の動機であり、初心であった。

２　「弱者」でもやれることはある

「心弱き者」として、入団して５２年。様々のたたかいに直面して、私はしょっちゅう怖れていた。三光自動車労働組合丸山良夫委員長の暗殺事件のときである。彼は５歳の愛児の面前で右翼暴力団員に襲われ、暗殺された。犯人を庇っているとしか思えない警察の対応に抗して、私たちは丸山事件対策委員会をつくり、真犯人の追及に努力し、ついに名指しで告訴・告発した。告訴・告発状は私が起案した。これに対し、護国団はデッチ上げだと集団で抗議行動を起こした。「弁護団」を襲うという情報があちこちから入ってきた。告訴・告発代理人筆頭の松本善明団員の身を心配して、岩崎ちひろさんは三越まで「防弾チョッキ」を買いに行ったが、もちろん売ってはいなかった。でも、私には彼女を笑えなかった。坂本福子は、何度か夜中に入口に人が立っ

ていると私を起こした。実際には、彼女の思い違いだったと思う。しかし、私も怖れは共有しており、この時期、約１年間、枕元にピッケルを置いて寝ていた。

松本さんは全く平然としていた。「怖くはないのか」と私がたずねると、「殺されるのはいやだが、卑劣なテロの犯人を追及してそうなったというのなら、それは生き抜いたということだよ」と笑っていた。私はつくづく自分は怖がりだと思った。こうした私の「遺伝子」は頑固であり、こうした弱点は、７８歳になった今も残っている。しかし、悲観はしていない。「心弱き者」であっても、人間の権利を護るためにやれることはある、自分にでもできることをできる限りやれば、それでいいと思って、それ以上、悩まないことにしているのである。

もし、「心弱い者でもできることはなにか」と問われたら、「逃げないことだ」と私は答えたい。怖れは消せなくとも、場合によっては足は震えても、逃げないことはできる、攻撃を受けている人々とともに、その現場にとどまることはできる。それなら、自分でもなんとかできることだと思い、何度かの「現場」ではそうしてきたつもりである。

丸山事件での松本さんの行動、主婦と生活社争議で４階に座りこんだ争議団を不退去罪で全員を逮捕しようした神田警察署長の脅迫に屈せず、ついに労働者を護り抜いた故小島成一元団長の活動などとともに、あるいはそれ以上に、私を励ましてくれたのは、数多くの「普通の人」のたたかい―― 生き様―である。

私は幸いなことに、メーデー事件から有楽町ビラ配り事件など一連の弾圧事件、東信裁判、日立思想弾圧裁判から、芝信用金庫集団暴力事件、同女性昇格差別事件など、多くの労働事件に弁護団の一人として参加することができた。これらの事件での原告や被告は、人によって活動歴の違いは様々にあっても、まとめていえば「普通の人々」である。だが、これらの人々、そして、そのたたかいを支えた人々は、権力の弾圧や資本の暴力、非人間的差別に対して、決して頭を下げなかった。多くの場合、数年、ときには十数年にわたるたたかいを続け、勝利への道を切り拓いたのである。

たたかいの基礎的な〝場〟となる草の根からのたたかいの主人公は「普通の人々」である。この人々の生き様、その尊敬に価する人生に、私は励まされて生きてきた。彼や彼女に出来ることなら、同じように、「普通の人」の一人である私にもできるはずだ、少なくともともに寄りそってたたかうことはできるにちがいない―― その思いが私を支えた。だから、私はなんとかたたかうことはできたのだと思っているのである。

私が「普通の人」の生き様から得た物はさらにある。私は、いつのまにか、入団までの当時の「人間嫌い」ではなくなり、人を信頼し、ものごとを明るく見れるようになった。その理由としては、闘いのなかで、「変革」の思想と理論をもてるようになったことも大きいが、なんといっても「現場」が私を変えてくれたのだと思っている。

３　選挙制度「改革」をめぐる〝せめぎ合い〟に寄せる思い

入団５２年を経て、私の〝初心〟はどうなったのであろうか。かつて、団創立５５周年記念シンポジウム(１９７６年)のパネリストの一人になったとき、コーディネーターの松井繁明団員から、「坂本さんは、この悪法はなんとしても阻止しなければならない。情勢は重大だが、たたかえば勝利できると語ってきている。しかし、悪法がゾロゾロ成立している。それでも、まだ同じことを言い続けて飽きませんか？」という趣旨の鋭い「反対尋問」を受けたことがある。松井さんか

らこんな質問をうけるとは思ってもいなかったし、それ以上に、満場の爆笑を聞いて、私は絶句した。でも、その後も、私の悪法反対闘争についての初心も、基本的な姿勢も変わらなかった。そして、今、松井さんを本部長とする比例定数削減阻止闘争本部に結集してたたかっている。「もうお年なのに、無理をしなくても」と言われることは少なくない。無理はしていないが、なんとしても勝利を、そのためにできるだけのことをという思いは消えない。なぜなのだろうか。そして、このたたかいへの結集について「若い世代」になにをどう期待しているのだろうか。

７０歳になったときに、長い間の主治医に定期検査で、「あなたは、長い間、インスリン注射をしながら良く血糖値をコントロールし、見事に天寿を全うされました。もうこれからは、なにがあっても、主治医を恨まないで下さい」と笑いながらではあるが、明るく「宣告」された。もともと非力な身だから、的を絞って生きてきていた。しかし、ここまで言われて、さらに的を絞りこむことにした。「今できることを、できる日まで」と考え、「憲法を語り、憲法を生かす」ことを主なテーマに、招かれれば人数の多少を問わずに、各地を話し歩いてきたのである。

そうしているうちに、一昨年５月頃から、政権獲得の勢いを見せてきた民主党が本気で衆院比例定数８０削減を公約にし、政治日程にのせるという重大な事態が生じた。しかも、３．１１大災害後、自民党も定数削減に動き出し、さらに緊迫した状況になってきている（直近の情勢、とくに自民党の動きについては『団通信』（７月１日号）小論参照）。

定数削減策動には、共著ブックレット『国会議員定数削減と私たちの選択』（〈パートⅠ〉）で述べたように構造的弱点がある。しかし、３．１１の大災害を「利用」し、支配勢力の懸案を一気に解決しようとする策動は、あなどりがたいものがある。彼らが「選挙制度「改革」には当分手をつけないだろう」とみることはできない。彼らの構造的弱点で、策動が自動停止すると思って、座視しているわけにはいかないのである。民主党や自民党のマスコミで報じられるあれこれの動きに「一喜一憂」していることはない。大事なのは、だからこそ、財界からのつよい要求を受けて、彼らは手を変え、品を変えて策動を進めてくるとみて、私たちの運動を急速につよめることである。それこそが勝利のための鉄則なのではないだろうか。

支配勢力の選挙制度「改革」策動を許したときの〝災い〟は、あれこれの悪法の〝災い〟の比ではない。それは、この国の政治制度を根本から変える。言うならば、〝壊憲〟の策動であり、被害は長く、すべての国民に及ぶに違いない。そんな事態になることは、初心に照らして到底我慢できない。しかも、二大政党が主軸となって、その他の「野党」の一部をもまきこんで、公選法一部「改正」法案が上程されるとなったら、それを阻止することは、きわめて困難なことも目に見えている。

そうである以上、現実に勝利── とりあえずは公選法改悪阻止── をつかみとるには、二大政党らが談合・合意することが出来ない程の反対世論を、間に合うテンポでつくりあげることに全力をあげなければならないと私は考える。もちろん、簡単なことではない。九条の会を中心とする改憲反対運動やＴＰＰ反対、消費税アップ反対、「原発からの撤退」に比べて、「定数削減反対、民意が反映する選挙制度を」という要求を結集し、世論を広げるには様々の困難がある。これを乗りこえて行くために、宣伝においても、運動においてもなにが求められるかについて、討論したいことがいくつもあるが、ここではふれるゆとりがない。この小文で言いたいのは、困難をならべ立てて嘆いているのではなく、「自力」で突破することを決意し、行動に移り、いま

までの到達点から大きく前進するために、なぜ団と団員に、なにが求められているかであり、そのことについて「若い世代」に、私はなにを期待するかである。

４　「されど団」── 責務を果たす力はある

策動に構造的弱点があり、勝利の条件はたしかにあっても、「自動的勝利」はけっしてあり得ない。マスコミの強力な支配のもとでは、真実は一人では歩いて来ない。大義は簡単に〝民衆的確信〟にはならない。大義を掲げ、国民に訴え、対話を広げつづけることによって、力づよい世論をつくりあげることが勝利を分かつカギになる。運動は不均衡に発展するのであり、事柄の重大性に気づいた者が、「まず行動に移る」ことが大事なのだと思う。

私は、「まず行動に移る者」の一人として、団と団員の役割が重要だとつよく思っている。もちろん策動を阻止する力を持った世論をつくりあげるには、憲法会議をはじめ、６・９集会を組織した諸団体とその活動家などの力の結集が必要である。自由法曹団と団員は、その一部である。正しく言えば、その一部に過ぎない。「団こそは……」という思いこみは、私にはない。それぞれの力を尊重し、広く国民と団結してこその勝利である。そのことを大事な前提とするが、「されど団なのだ」と考えている。思い上がりではなく、歴史を分かつこの〝せめぎ合い〟についての団の責務の重さを直視してのことである。

「知りて行なはざるは知らざるに等しい」という言葉がある。「力」を持っている者が、力を出し惜しみしたら、責務を果たさないことになる。団は９３年～９４年の小選挙区・政治「改革」反対闘争で、時々刻々に何通りもの的確な意見書の発表、いくつもの著作、全国各地での数多くの学習会講師活動、闘争組織の結成や運営への参加、国会を揺るがした要請行動などに全団的にとりくみ、大きな成果をあげた。その理論的、実践的経験はいまも財産として保有されている。それだけではない。その後も、悪法反対闘争、さらには要求実現のための立法闘争にとりくみ、新たな経験をつんでいる。団員数からいっても九三年の１４４２人から２０１６人に団員数を増やしている。この１０年で約４６１名という他の民主団体からはうらやましがられる程の「若い世代」の参加がある。これら新旧の団員、そして団員及び事務局労働者でつくられている〝権利闘争の拠点〟としての法律事務所は、質量ともに強化されている。こうした団関係事務所と団員および事務局労働者は、人権を守るための諸事件、諸活動を通じて、１７年前にくらべてはるかに広く、つよい「人間の絆」を国民との間に結びあっている。

かつての小選挙区制・「政治改悪」反対闘争の時、私は阻止対策本部長であったが、その時の団のたたかいのその当時の「若い世代」は、主力として第一線でたたかい抜いている。より重大な情勢に直面している今、「若い世代」の力を再びと私はつよく願い、かつそうなることを心から期待しているのである。

新旧の世代が結び合い、前進した力を、いま、必要とされる世論形成のために、可能な限り投入することができたら、それは勝利のために大きな役割を果たすことになると私は確信する。この確信は、けっして「思いこみ」ではない。一昨年からの選挙制度「改悪」反対にとりくんだ団の活動は、そして、五月集会、特別報告集での神保大地団員、諸富健団員の報告、さらには「団通信」での一連の「若い世代」の活動報告は、そのことを証明しているといえよう。

５　〝夢〟を現実のものに── 「若い世代」に期待をこめて

私は前掲のブックレットで「『正当な選挙』実現の〝夢〟を語ろう」と書いた（同書２５頁～

２６頁）。そして、「それは、実現し得ない『白昼夢』や『遠いいづれかの日の理想』として語っているのではありません」（中略）「行動して実現していく課題として、憲法の大義にかなう一票の生きる選挙と、それによる新しい日本の実現を語り合いたいと思っています。必ず、自力で実現する〝夢〟として語り合って、立ち上がり、前進したいと心から思うわけです」と思いを結んだ。

ここでの「新しい日本」とは、みんなが平和で、人間らしく働き、人間らしく生きられる日本、原発におびやかされることのない日本ということである、別の言い方をすれば、憲法が護られ、憲法がすべての人々に生きる日本ということである。選挙制度をめぐるせめぎ合いに勝利することは、今の生命とくらし、民主主義と人権を守るために不可欠のことであるだけではなく、私たちの“夢”である新しい日本その扉を開くカギを手中にするということである。

自由法曹団は、あらゆる悪法に反対し、「人権が侵害される場合には、その信条・政派の如何にかかわらず、ひろく人民と権利擁護のためにたたかう」ことを目的（規約）に掲げている〝民衆の弁護団〟である。団と団員は一つ一つの裁判をはじめ、あらゆる人権侵害とねばり強くたたかうが、それだけではない。すべての悪法に反対し、みんなが平和で人間らしく生きる日本の実現を目指して行動する集団である。一人ひとりの団員にはそれぞれに異なる人生がある。しかし、このような目的のために生きることを喜びとし、誇りとすることは世代を超えた共通の思いだと私は思うのである。

思いをともにしているに違いない二〇代、三〇代「若い世代」団員が、新たな創意と新鮮な力でたたかいを発展させるであろうことを私は信じ、そのことに大きな期待を寄せて、筆をおくことにする。

原点にこだわり、しかし柔軟に

…上条弁護士への遅い返書

東京法律事務所　加藤　健次

上条先生の支部ニュース１月号に対する返書を依頼され、奥住さんに度々催促されながら、あれこれ言い訳をしつつ、今日になってしまいました。まずもって、お詫び申し上げます。

さて、私は、上条先生とは２３年のお付き合いで、事件もいくつかご一緒させていただきました。上条先生は、「イデオロギー闘争」の重要性を力説されています。私の理解によれば、その実践的なエッセンスは、「要求が正当ならば闘うべきだ」、「困ったときは原理原則に立ち返る」、「判例や理論は生成・発展していくものだ」という辺りに要約されそうです。

この視点は、とりわけ不当判決が出されたときに、力を発揮します。今の社会で労働者側で闘う以上、不当な敗訴判決を受けることは避けがたいところがあります。しかし、そこでめげてはいけないし、裁判所がひどいと言っているだけでもいけない。原理原則に戻って不当判決を徹底的に批判する。そこから、逆転に向けたエネルギーが湧き上がってくるのです。私だけでなく、全国各地の団員が上条先生から勇気をもらってきました。

上条先生は、日本の判例のみならず、ドイツの判例まで(原語で！）徹底的に調査し、判例が形

成されてきた経緯と、これからどう発展していくのかを明らかにしていきます。この姿勢は、裁判だけでなく、論文の執筆にも貫かれています。この点は、私があれこれ解説するよりも、実際に現物を読んでいただいた方がよいでしょう。

既存の判例や理論が、労働者の要求と合致しない場合は、どうするのか。その場合は、要求に合致する理論を創造し、裁判所に認めさせる戦略を考えるのです。この点では、上条先生は、きわめて柔軟かつ実践的です。私も事件で、その一端を一緒に議論したことが何度かありますが、こういう議論をしているときは、実に楽しいものです。

他方で、上条先生は、ビールと音楽をこよなく愛しています。厳しい事件の討議の後のひとときはまた違った意味で楽しいものです。当事務所にも数々の「武勇伝」が伝承されていますが、ここでは割愛させていただきます。

上条先生は、今も各地で事件を担当し、東京憲法会議の幹事長もつとめておられます。事件でも活動でも、ぜひ、多くの若い団員の皆さんがご一緒することをお勧めします。深くつきあえば、「武勇伝」の一端をかいま見ることができるかもしれません。

未曾有の大震災と原発事後を前にして、私たちは、物事を根本から考え、変えていくことが必要な時代に生きています。これからも一緒に頑張っていきましょう！

東京で「つくる会」系教科書を採択させないために

クラマエ法律事務所　村田　智子

既に、各地域の事務所で、各地域の教育委員会に対して、「つくる会」系教科書を採択させないための要請に取り組まれていることと拝察いたします。

教科書採択闘争においては、東京は非常に重要な地域です。それは、東京の１地区でも採択された場合の影響力がとても大きいからです。

現在、「つくる会」系は、自由社と育鵬社の２社に分裂しています。一見したところ、以前のような勢いは失っているような感を受けます。

しかし、自由社の歴史教科書は、２００９年には横浜の８採択地区での採択を勝ち取りました。今年は、横浜全市での採択を狙っています。勢いに乗って東京に勢力を伸ばしてくる危険があります。

育鵬社についていえば、台東区での採択の危険があるといわれています。地元でずっと教科書問題にかかわっておられる台東協同法律事務所の金団員から聞いたことですので、間違いのないところだろうと思われます。

その他、「つくる会」系教科書が採択される危険がある地域としては、三多摩法律事務所からお聞きしたところでは、国分寺市や東村山市などがあります。

各地域の事務所におかれましては、早急に、各区や市町村で情報を収集していただき、危険が

ある地域については力点をおいて要請をしていただけますようお願いいたします。

それから、都は、２００１年から「つくる会」系の教科書を採択し続けています。具体的には、特別支援学校や、中高一貫校で使用されています。私としましては、特別支援学校で使用されるというのはいたたまれない思いです。そこに通う子ども達には、他の学校を選択する余地がほとんどないのではないかと思われるからです。やはり、都に対する要請も重要です。

教科書闘争は、各地域での闘争です。団の事務所は、これまで、コツコツと、地元の団体と連携し、平和運動を繰り広げてきました。その力が一番発揮される場面の１つが教科書闘争だといっても、過言ではありません。

被災者支援などの他の課題が山積みの中、暑いさなかでの取り組みとなりますが、力をあわせて、都内での採択を阻止しましょう。

６・１７都議会開会日行動

事務局次長　中川　　勝之

６月の都議会開会日にあわせて都庁前で諸団体が実施する街頭宣伝に参加してきました。この行動には何度か参加してきましたが,マイクを握って話したのは初めてでした。テーマは築地市場の豊洲移転反対。従前からの土壌汚染問題に加え，タイムリーな（？）大震災による液状化の問題から食の安全･安心が奪われることを指摘しました。また，もともと計画は中小業者をつぶすもので豊洲市場が流通資本の巨大なセンターになること，ＴＰＰ，ゆがんだ復興計画とあいまって制度からしても食の安全・安心が奪われることを指摘しました。ついでにオリンピックの再誘致も予想されたため，前回の誘致では団支部から６名がコペンハーゲンに乗り込み反対の宣伝をしたことを訴え，再誘致がないよう念を押しておきました。４名の訴えの中の一人でしたが，論旨不明だったのか私だけしんぶん赤旗には掲載されませんでした。それはさておき，訴えの中で国保料の値上げの話がありピンと来なかったのですが，その後の団支部の立川常任幹事会で田所団員から相談会活動の提起があり大変勉強になりました。行動すると何か良いことがあるものです。

６・９比例定数削減に反対する大集会 in 東京に企画から参加して

支部事務局長　横山　聡

2011 年 6 月 9 日に、全労連、自由法曹団など１０団体の主催で「６・９労働者・国民の声を国会から締め出す比例定数削減に反対する大集会 in 東京」が、なかの ZERO ホールで開催されました。これまで大阪や仙台が先行していた比例定数削減反対の行動でしたが、やっと東京でも運動の一つの形を作れたように思います。色々なところで比例定数削減の危険性は訴えていたものの、なかなか動きが作れずに苦労していました。その中で小部幹事長が「東京でも１０００人以上集めて大集会を持つ！」と呼びかけたのは素晴らしい提起でした。しかし支部に諮りもせずに、「団から３００人参加者する」などと発言し、東京支部で４５０名しかいないのに、３００名とは風呂敷広げすぎだと思いました。幹事長が言うことだし、ともかく最大限で取り組もうと、事務局会議にも参加して、集団事務所中心に電話かけをしたり、また、毎月取り組んでいる街頭宣伝・相談会では６月３日には五反田駅前でこのテーマに絞って宣伝し、新聞赤旗にも取材してもらいました。結果として埼玉含めて２００名ほどの団関係者に参加していただけました。

集会では、渡辺治一橋名誉教授による講演、新日本婦人の会など８団体によるリレートークが行われ、最後には、団比例定数削減阻止対策本部事務局長の山口真美団員の提案による集会アピールが採択されました（詳細は月刊憲法運動７月号をご参照下さい）。渡辺先生の的確な分析と今後の方向性の指摘、各団体の特色を生かした震災との関連を踏まえた取り組みや要望が、比例制度改悪で取り上げられなくなる危険の切実さが伝わり、行動提起でしっかりと締めくくられました。参加者の感想も非常に好評でした。

報道ではあまり触れられませんが、小選挙区割は公選法を改正しなければ違憲状態のままですので、総選挙は本来出来ないと言わざるを得ないでしょう。その意味では今国会で必ず改正問題が取り上げられることとなります。自民党と民主党が折り合えば、8 月末まで延長された国会でこの問題は審議も十分にされずに通過してしまいますから、予断を許さない情勢です。この集会をスタートとして、団作成のリーフレット、のぼり旗等々の宣伝グッズを利用して、全国各地で学習会を開き、宣伝、署名、集会国会議員要請などのとりくみを草の根から強めて行きましょう。7 月 8 日、13 日にも国会要請行動が予定されていますので、こちらも支部を挙げて参加するように心がけましょう。よろしくお願いします。

以　上

島根原発視察ツアーに参加しました

あかしあ法律事務所　市野　綾子

今年の５月集会のプレ企画で、島根原発を訪れました。島根原発は、周知のとおり、松江市内の日本海沿岸に位置します。現在、１号機と２号機が設置されている他、平成１７年より３号機の建設に着工しており、平成２４年６月に営業運転開始予定とのことでした。

島根原発からは日本海が一望でき、同原発周辺の山の緑色は本当に出雲の神々が潜んでいるかのように神聖なものに感じられました。私は、自然を眺めたりすることや、草木の匂いや海の匂い、無垢な目をした動物たちも好きです。自然は地球船宇宙号の宝物です。

しかしながら島根原発は、これらの島根の美しい日本海を埋め立て、豊かな緑の山腹を削って建設されたものなのです。

原発を受け入れて補助金が交付されても、自然はその恩恵を受けるわけではありません。

平成２３年３月１１日に起きた東日本大震災及び福島原発事故以降、原発に頼らず、自然エネルギーや LNG 火力発電等、原発や石炭・石油火力発電以外の代替エネルギーで電力需要を充たすことの必要性及び可能性は、ようやく現実性をもって認識されつつあります。

このような情勢のもとで島根原発ツアーに参加したことで、現在の情勢が冷めやらぬうちに、人々が原発依存から脱却して新しいエネルギーへシフトするきっかけとなる働きかけをしたいという思いを強くしました。

若手学習会企画

新人・若手弁護士 etc…を対象として、下記のとおり、学習会を開催しますので、是非ご参加ください。

記

日　時　２０１１年7月２７日午後５時３０分～７時３０分
（終了後、後楽園駅駅ビル「メトロM」５階「ドンナ・ドーラ」で懇親会を行います。）

場　所　団本部（丸ノ内線・南北線後楽園駅、大江戸線・三田線春日駅徒歩５分）

テーマ　①東日本大震災への取り組み
講師　　久保木　亮介団員（震災対策本部事務局長）
②自由法曹団の歴史・活動
講師　　松 井　　繁 明団員（前自由法曹団団長）

午後５時３０分から約１時間、震災対策本部事務局長として大震災・原発問題に取り組んでいる久保木亮介団員から、団の大震災への取り組みをお話ししてもらいます。大震災・原発問題への取り組みは、これから本格化していきます。新人・若手のみなさんのご参加が求められていま

す。手始めにこの学習会にご参加いただくことが、今後の取り組みへのご参加につながると思います。

続いて、午後６時３０分から約１時間、前自由法曹団団長の松井繁明団員から、自由法曹団の歴史・活動についてお話ししてもらいます。今年で結成９０年を迎える自由法曹団の様々な人権課題への取り組みを振り返り、諸団員が困難な人権課題をどのようにたたかい抜き、成果を上げてきたか、その秘訣をお話してもらいます。みなさんの今後の取り組みに必ず役に立つ内容だと思います。

新人・若手弁護士を中心に少人数での学習会になるのが通例なので、質問、相談等も容易です。学習会終了後の懇親会は、評判のよいイタリア料理店で行いますが、ざっくばらんに話ができ、楽しく、ためになる時間を過ごせると思います。新人の方は**無料**です。学習会のご都合のつかない方は、直接懇親会場（丸ノ内線・南北線後楽園駅　駅ビル「メトロM」５階「ドンナ・ドーラ」）にお越しください。

同期のみなさんお誘い合わせの上、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

２０１１サマーセミナーのお誘い（その３）

早くも真夏日、猛暑日と仕事に嫌気のさす日々ですが、そういう時こそ気分を変えて勉強しましょう。夏と言えばサマーセミナーです。先回ご連絡した予定が変更になり、１日目が東京大学名誉教授の醍醐聰先生、2 日目が日本共産党の吉井英勝議員と変更になりました。

醍醐先生には､都政問題について経済面から解析していただき､石原都政の 12 年間の経済変化と、今後の「都民の求める都政」を経済面から実現するための提言を行っていただこうと思います。「革新都政はバラマキ」などという批判をクリアし、新しい福祉都市・防災都市東京を築くための経済面での確信を持ち、実践に移せるように共に学びたいと思います。

吉井議員は､ご存じの通り､今回の福島第１原発の事故を予見して国会で質問しておられた原発・エネルギー問題の第一人者です。原発推進政策の歴史・経緯や、今後のエネルギー政策についての展望などを語っていただこうと思いますが、事前に「これを聞きたい」「この点はどうなっているのか」といった事項があれば、支部執行部にご連絡いただければ、吉井議員にお伝えしてご準備いただけると思います。

おおよそのタイムスケジュールは以下の通りですが、今詳細を詰めています。

日時　２０１１年８月２６日(金)午後１時～２７日(土)午前１２時

26 日

・東京都政を経済面から解析し、福祉・防災都市東京を提言する（仮題）

1 時～２時：東京都政の現在の問題点の報告

２時～3 時 30 分：醍醐先生の講演

3 時 30 分～3 時 45 分：休憩
3 時 45 分～4 時 30 分：質疑応答・討論
4 時 30 分～5 時：原発問題の基礎知識（河村次長）
6 時 30 分～8 時 30 分：懇親会（司会：酒井次長）
9 時頃～：2 次会

27 日

朝食とチェックアウトは 9 時までに

・福島原発事故を踏まえて日本のエネルギー政策を考える（仮題）
9 時～11 時：吉井先生の講演
11 時～11 時 15 分：休憩
11 時 15 分～12 時：質疑応答・討論

場所　熱海リゾーピア
予算　①全参加で１７，０００円
②２６日の懇親会より参加（宿泊あり・２７日の会議も参加）（１５，０００００円）
③２５日又は２６日　会議のみ参加　（２、０００円）
④２６日　会議と懇親会に参加（宿泊なし）（８、０００円）

給費制維持７月街頭宣伝行動の成功へ向けて
～参加とビギナーズ・ネットへのカンパを！！～

都民中央法律事務所　黒澤　いつき

「法曹の養成に関するフォーラム」を主戦場にして給費制維持に向けたたたかいが本格化しています。この超短期決戦において私たちが取り組まなければならないのは、フォーラム委員対策そして世論拡大に向けた宣伝行動です。

植木団員も本号で熱意を語ってくださっているとおり、７月１３日のフォーラム（第３回）に向けた街頭宣伝行動が、すでに以下のとおり計画されています。

７月４日１７時半～　新宿駅西口
７月５日１７時半～　渋谷駅ハチ公前
７月１１日１７時半～　有楽町駅イトシア前
７月１２日１７時半～　池袋駅東口
７月１３日９時～　法務省前

６月の街頭宣伝は、市民連絡会や集団訴訟原告の（つまり一般市民の）登壇者が非常に多かったことが、大きな特徴でした。給費制の問題が究極的には国民の権利利益、この国の司法の未来にかかわる問題である、

という問題意識が着実に根付いていることの表れでしょう。真っ先に犠牲に遭う法曹志望者の訴えもさることながら、当事者たる市民の方々からの訴えは、確実に道急ぐ人の足を止めていました。６月の宣伝行動以上の規模と迫力と元気でもって成功させる決意です。市民連絡会に参加する団（とりわけ東京支部）からも、１人でも多くの参加をお願いいたします。

ですがここで大きな問題が出てきております。ビギナーズ・ネットの予算不足です。先生方から頂いているカンパは、そのほとんどを全国の会員の集会・宣伝行動への交通費に充てています。おかげさまで、全国の会員各地の集会で発言したり法務省の前で結集したり、ビギナーズ・ネットの総会を開くことができましたが、緊縮財政の精神をもってしてもついに予算が底をつき、このままでは上記７月以降の街頭宣伝行動や市民集会への動員が困難になってしまいます。

前述のとおり、現実に夢を追いかけながら経済的な苦しみの中にいる「当事者」の必死の訴えは、迫力が違い、耳を傾けてくれる人の数は明らかに多くなります。青いＴシャツを着た若者を東京に集結させることは、街頭宣伝行動の成功に不可欠です。

昨年より繰り返しカンパをお願いし続けている手前、非常に言いにくいことではありますが、恐縮し続けている場合ではなくなりましたので、厚かましくもお願いさせていただきます。１円も無駄にせず、全力で活動いたします。

併せて缶バッヂやＴシャツも販売しておりますので、どうぞご利用下さい。以下のＵＲＬへお申し込みください（http://www.beginners-net.com/index.html）。

どうぞよろしくお願いいたします！！

カンパ振込先：　ゆうちょ銀行　０２２１０－７－１１７６８４
口 座 名 義：　ビギナーズ・ネット

★他行からのお振込は、以下の店名・口座番号になります（口座名義は同じです）
店名（店番）：　２２９（ニニキュウ）
口座番号：　０１１７６８４

給費制維持活動への取り組みを通して　～新人紹介

三多摩法律事務所　植木　則和

皆様、はじめまして。

今年の１月に、立川の三多摩法律事務所に入所しました、新６３期の植木則和と申します。

２月の支部総会、５月集会にも参加させていただき、全国各地での活動に奮闘されている先輩団員の方々から多くの刺激をいただきました。とりわけ、５月集会での給費制維持活動に対する６３期団員の奮起の呼びかけを受け、遅ればせながら、短期決戦の給費制維持活動に携わらせていただこうと思いました。

給費制を含む法曹制度全般の今後について審議する法務省の諮問機関「法曹養成フォーラム」の第２回が、６月１５日に行われました。これに先立ち、ビギナーズネットの皆さんと共に、６月１３日（新宿）、１４日（有楽町）、１５日（法曹会館前）と３日間連続で、給費性維持の街頭宣伝を行いました。

１３日は新宿駅の西口で１７時３０分から行われました。場合によっては新人弁護士の立場から演説をすることがあるかも…という話だったのですが、宇都宮会長をはじめ、多くの応援演説をいただき、私は本職のビラ配りに専念いたしました。当初は帰路を急ぐ方々になかなか関心を持っていただけず、ビラの受け取り率も散々でしたが、宣伝カーから「我々の仲間がビラを配っておりますので、どうかお手にとってお読み下さい。」という声が聞こえると、俄然モチベーションが上がり、声を枯らして呼びかけをしつつがんばりました。

中には立ち止まって話しかけて下さる方も何名かいらっしゃり、「法律事務所で事務員として働いているので関心があります。がんばってください。」「政治家はまたこんな悪いことしようとしてるのか。」などなど、多数の声が寄せられました。中でも印象的だったのは、「給費制っていうのはずっと続いてきてるんでしょ？今まで必要で続けてきたものをなぜ今になって止めるの？」という、極めてシンプルな質問でした。給費制の必要性は従来から変わっておらず、むしろ法科大学院の修了までに要する費用の分だけ経済的な負担が増えているわけですから、今廃止することに合理的な根拠がないことは、市民の皆さんの感覚からしても明白のようです。

１４日は参加できなかったのですが、１５日はフォーラムの開始時間直前に、開催場所である法曹会館の目前での演説に参加してきました。ビギナーズネットの青Ｔシャツが並ぶとやはりインパクトがあり、フォーラムメンバーの方々はこちらを気にし、給費制存続を訴える確かな声があることを認識していただいたはずです。

一方で、フォーラムの第１回で、次回以降別室での議事公開が決定されたにもかかわらず、第２回の直前になりこれが撤回されるなど、不穏な動きもあります。フォーラムの結論が一定の

影響力を持つことは確実なので、ぜひとも皆さんも関心をお持ちいただき、動向を注視していただけたらと思います。

７月の第３回フォーラムにむけて、団やビギナーズネットが共催する街頭宣伝行動も計画されています。自分も最優先で取り組みたいと思いますが、この場を借りて多くの団員にご参加いただけますよう、よろしくお願いいたします

私は弁護士登録からまだ半年余りですが、この間、未曾有の大震災に対する活動や、弁護士会の活動、地域の活動など、様々な公益的な活動に携わらせていただいてきました。今までの先輩団員の先生方も、自分自身もそうであったように、今後も、公益的な活動に取り組める幅広いバックグラウンドを持った方々が法曹を志す制度が守られなければなりません。給費制維持を勝ち取る短期決戦に、ぜひとも皆様のお力添えをお願いいたします。

まちだ・さがみ総合法律事務所 ～事務所紹介

まちだ・さがみ総合法律事務所　川合　きり恵

当事務所、通称「まち・さが」は、今年で開設２０周年を迎えました。町田の事務所に最初に来る方は、一様に驚きます。弁護士事務所というと、オフィス街のビルの中にあり、高級感あふれるイメージ…しかし、当事務所は住宅街にあり、２階建てのアパートの１階部分の２室をぶち抜いた民家です。法律事務所のイメージを覆す、ピンク色の建物に緑色の建物の当事務所は、非常に庶民的な事務所です。

当事務所は、地域に根ざし、地域の人誰もが気軽に足を運べる、町医者的な法律事務所を目指し、３人の弁護士と２名の事務局で開設しました。今や総勢１０人の弁護士、９名の事務局という体制に成長しています。２００９年には、相模原駅から徒歩３分の場所に、相模原支所を出しました。

当事務所が今まで取り組んできた事件は、圏央道建設を止め多摩の自然を守るための高尾山天狗裁判、景観利益を守るための玉川学園の旧日本 IBM 跡地利用問題、緑地保全のための忠生の森住民訴訟、中野区立保育園の解雇事件や兼松の男女賃金差別事件といった労働事件、数ある過労死事件、緒方宅電話盗聴事件、沖田事件などの痴漢冤罪事件、中国残留日本人孤児国倍訴訟や薬害肝炎被害救済損害賠償請求訴訟、首都圏建設アスベスト裁判やノーモア・水俣東京訴訟等の集団原告事件など、幅広くあります。最近は鶴川高校の不当労働行為事件、アルファ専門学校解雇事件等、地元の労働問題に対し、弁護団体制を敷いて取り組んでいます。

運動としては、町田の坂本弁護士一家の救出運動から始まり、国民救援会町田支部の強化に取り組み、町田弁護士クラブを作って市民のニーズをくみ取り、憲法学習会を定期的に開催してき

ました。最近では、市民のための自治学校を毎年開講したり、地域の団体一同で市民に対して無料の何でも相談会を開催したりしています。

１０人の弁護士を紹介しますと、事務所の精神的支柱の山下弁護士、自他共に厳しい母親的存在の志田弁護士、事務所を背負うスーパーマン中野弁護士、ムードメーカーの鈴木弁護士、とにかく粘り強い篠原弁護士、勉強好きの名取弁護士、期成会に委員会に頑張る服部弁護士、明るく快活な甲斐田弁護士、我が道を行く東弁護士に、川合です。個性的な若手が増えましたが、依頼者がよりよく生きることができるよう、誠実に、一つ一つの事件に対してしっかり取り組む姿勢は、事務所開設メンバー３人から引き継いでいく所存です。

今年の６月１０日、事務所開設２０周年記念レセプションを行いました。１００人を超える、事務所を支える方々が駆けつけてくださいました。入所して３年目の私は、これだけ多くの方が集まり、事務所を応援してくださることに驚き、事務所が培ってきた歴史を感じました。地域の人々を支え、支えられてきた２０年の歩みを大切に、今後ますます、人や運動のつながりの輪を広げていきたいと考えています。当事務所を、今後ともよろしくお願い致します。

６月度幹事会議事録　参加者　３０名

１　６．９比例定数削減に反対する大集会の報告

・参加者は１２００名をこえたのではないか。東京支部は１００名を超える参加を組織して大会成功に貢献した。講演の内容で重要な点は、比例定数削減のねらいがどこにあるのか、その背景を押さえられたことではないか。また、震災以後、国の在り方が問われるようになった。今の政治状況では２大政党ではやっていけない。悪政を押し通すためには、少数政党を排除して、大連立へ向かっていることがよく理解できたのでないか。今後、選挙制度の改悪にむけて、いろいろ動きが出てくる。その中でも一番悪いのは、３人区中選挙区制。ここの本質をよく見抜くことが大切。

・この問題は議会制民主主義の危機としてとらえる。比例定数削減の反対の闘いは、労働者の要求と結び付けて取り組んでいくことが大切。７月８日の院内集会に是非参加するなど、第２、第３の波を作っていく。そのためにも、学習会を草の根で組織していく。

・今後の取り組みで４つ重要なことがある。第一に、いろいろな集会で、料理の「お通し」みたいに必ず比例定数削減の話をいれる。第二に、議員が劣化しているという国民の認識のもと、いかに要求と結びつけてこの課題に取り組くのか。第３に、３人区中選挙区制は、昔の中選挙区制（一つの選挙区に５－６人当選する）と異なり全く反動的な制度であることをよく理解する。第４に、この問題を議論していく上、そもそも日本国憲法としてふさわしい選挙制度とはなにか、その観点から議論をしていくことが弁護士としては必要である。

２　サマーセミナーについて

○内容について

・スケジュールとしては、２７日、9時半から吉井勝之さんに講演してもらえるように調整する。２６日の夜には、河村次長から、原子力問題の予備知識をはなしてもらうようにする。

・２６日の醍醐さんには、都の予算問題を中心に福祉や防災を重視して話をしてもらう

・健全な財政を打ち出すことができる。経済問題を軸にしながら、都政の在り方を打ち出せるようにする。

・醍醐講演のまえに、団員より、築地市場問題、多摩格差などの都政レポートをいれたらどうか。

○参加組織問題

団員に講演日程の変更したことを団員に知らせ、申込みをしてもらう手だてをうつ。また、近隣諸県の事務局長レベルにもよびかけ参加を組織する。

3　震災支援

支部の団員の活動は被災県によって違う。宮城県は独自で活動できるレベルにある。岩手県は、中心部と各被災地との距離が遠く現団員のみでカバーは難しい。福島では、原発問題でさまざまな相談がきているが、こちらも支部として対応していくのは難しい状況。

被災地支部や被災事務所に対する団本部の援助は交通整理が必要。地元の弁護活動を尊重しながら、弁護士の活動をどう援助していくのか課題である。団本部は被災地域の実情をよくつかみ、協力の体制やシフトを考えてもらう。支部は本部と協力しながら、これからどのような援助が必要か考えていく。

4　給費制維持宣伝行動（６．１３）

６月９日ビギナーズネット市民連絡会で、パーフォーマンスをおこなった。

給費制度は夏休み中に決着がつきそうなので、素早い対応が必要。また、給費生へのボーナスをなくした方がいいのではないかなどの議論もある。いずれにしても、国民の目線を注目し、幅広い人たちを運動に組織していく取り組みが重要になってくる。

5　多摩支部での修習生受入れについて　　斎藤団員

・多摩支部でも修習生を受け入れるようになってから２年経過した。現在の司法試験制度及び修習制度には問題がある。受験回数制限，修習期間が１年間であることは疑問。また，司法試験から２回試験までの間ずっと競争させるため，修習期間中，実務修習よりも２回試験勉強の方を重視せざるを得なくなる。

・３会合同ゆえ，意思決定の過程及び責任の所在が不明確になる。

・支部としての就職斡旋も，多摩支部中心部の弁護士は足りているため，厳しい。

6　多摩地域での若手団員の活動報告　　田所団員

・労働貧困 PT を立ち上げた。２００９年１月に「生活１１０番（ホットライン）」活動。町田相模地域では労働組合，民主団体と協力して該当相談会（８０名前後の協力者）。

７　八王子での若手団員の活動報告　　和泉団員

・労働組合，民主団体と「反貧困八王子」というネットワークを組織。講演会兼相談会を定期的に行っている（これまでのテーマは自殺防止，放射線被害など)。

８多摩支部の本庁化について

蔵本団員（弁護士会多摩支部長）報告

・本庁化の必要性　　裁判所支部だと，予算や人事権がない

・本庁化の意義　本庁化すれば，司法サービスが向上し，多摩の市民にとって大きい。専門部制導入も可能になり、地裁委員会も設置される、自治体と連携してサービスができる，等

・課題　　会員の会費負担増、刑事事件負担増

・今後の運動の進め方　本庁化期成同盟（仮称）の結成にむけて活動、最後は法改正

・展望　　福岡弁護士会小倉支部との連携

☆多摩支部の本庁化の問題点について～小林（克）団員（二弁副会長）報告

・東弁も２弁も，本会は支部のことなどほとんど関心がない

１全国レベルの問題を

　日弁連も地域司法の問題を課題としている（自由と正義 2011 年 2 月号）

　身近な事件を身近な司法が解決するという視点で受け入れられている

2　司法予算の枠が非常に狭められている

　本会，司法協議会である高裁裁判官の意見　多摩支部を本庁化すると北海道かどこの支部を潰さないとならないのでは？などという，意見が出てくる

　司法予算枠を拡大する，という視点から運動を進めなければならない

・報告書：地方・家庭裁判所立川支部の本庁化・弁護士会多摩支部の本庁化をめざして

・議長　杉井静子団員

・シンポ　２００万円の予算

・来年１年くらいで見通しをつけていきたい

・支部会員１２００人　多摩地域に事務所がある弁護士は５００人

　→不都合　市民が多摩で法律相談を受けても，正式に依頼する際は都内の事務所へ

＊来年の３月３１日以降は，支部会員は地域限定にする等，移行をにらんだ措置が必要

　多摩に事務所がありながら，支部会員ではないのは，任意加入だから。多摩弁護士会になれば強制加入になる

村田：東弁，犯罪被害者支援を行っているが，多摩支部の法律相談は，どうしているのか

→　一般相談の他，専門相談，クレサラ，労働，ＤＶ，犯罪被害者等，あり

→　専門相談者の名簿を作る際，弁護士会に応じ２，１，１で割り振らなければならない，支部予算の割り振りがそうなっているから

　多摩の委員会に関わっていない弁護士はネームバリューから東弁がいい等の意見がある

杉井：三多摩弁護士クラブ４０周年の際，言われ，１０年かかりで支部が出来，そこから１０年かかりで現在に至る。当時から全国１０指の事件数，人口も多い。東京三会で協議会ができた時は万感の思い関弁連の理事当時，山梨弁護士会は日弁連にある委員会を備えて委員を送り出していた。多摩の遅れを実感した。ただ，ここ数年で実態は本庁に近づいている。
・多摩　団員７０名，ぜひ事務局次長をだしたい。団，多摩支部というのもありうる？

９　教科書問題　　村田団員
・意見書，５月集会の議決等，都と各自治体の教育委員会に働きかけをしてほしい。東京都の自治体教育委員会は島，市町村を含めて 62。濃淡あっても全部に働きかけをお願いしたい。団の地域事務所があるところは責任持つ事務所に任せる。→支部で要請して各担当教育委員会に働きかけるようお願いする。
・団の事務所がない島嶼部は支部から送って申し入れの電話を。
・７月なかばから８月に教科書採択がおこなわれるので来週の月曜日には，事務所に届ける。情報を入れて要請するようお願いを出し、報告もらう。電話入れも 6 月末までにする。
・三多摩は教科書ＰＴを持ち事務所で割り振りして議員要請等行っている。　18 は OK

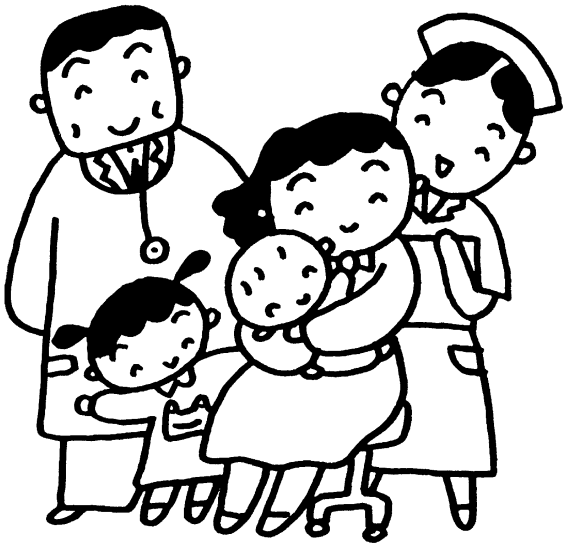

日誌　6月9日～7月6日

６月１０日　団大震災対策本部／まちださがみ法律事務所２０周年
　　１２日　震災法制度ＰＴ／団治安警察問題委員会／団広報委員会
　　１３日　修習生給費制維持街宣（新宿西口）
　　１４日　修習生給費制維持街宣（有楽町）
　　１５日　修習生給費制維持街宣（法務省前）
　　１６日　団大量解雇阻止対策本部
　　１７日　都議会委開会日行動
　　１８日　団常任幹事会
　　２０日　震災対策チーム福島会議
　　２２日　支部幹事会（立川）
　　２３日　６．９集会第３回実行委員会
　　２４日　団給費制維持対策本部会議
　　２７日　団事務局会議／団９０周年事務局会議／団司法問題委員会
　　２８日　大量解雇阻止対策本部／都民連第１５回総会
　　２９日　４団体震災問題学習会（プラザＦ）
７月　１日　東京共同センター幹事会
　　２日　脱原発集会法律相談担当
　　４日　支部事務局会議／団大震災対策本部会議／団比例定数削減阻止対策本部／修習生給費制維持街宣(新宿西口)
　　５日　団事務局会議／修習生給費制維持街宣（渋谷ハチ公前）
　　８日　団衆院比例定数削減阻止院内集会／共同センター９の日街宣（新宿西口）／東京都教育員会教科書採択申入れ

先生と職員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。

◎1年又は2年間安心して療養でき、保険料は25%引き（団体割引25%）です。

◎保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。

ＮＥＷ！◎所定の精神障害（うつ病等）も補償の対象になります。

◎入院による就業不能支払対象外期間0日タイプや、支払対象外期間4日タイプもご用意しています。

◎傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組合わせることが出来ます。

◎病気で保険金を受け取っても、継続することが出来ます。（通算支払1,000日まで）

◎最高89歳まで継続が可能です。（新規のご加入は満69歳までとなります。）

◎半年払（1月・7月払込）は、月払より更に6%以上保険料が割安です。

【保険料表】

（スタンダードプラン・A型・支払対象外期間7日・保険期間1年・1口保険料単位：円・保険金額10万円）

対象期間	1年		2年	
払込方法 / 年令	月払	半年払	月払	半年払
25～29才	820	4,600	990	5,560
30～34才	1,000	5,640	1,250	7,030
35～39才	1,260	7,070	1,640	9,190
40～44才	1,570	8,810	2,100	11,820
45～49才	1,870	10,510	2,540	14,290
50～54才	2,170	12,210	3,000	16,880
55～59才	2,300	12,900	3,230	18,150
60～63才	2,410	13,560	3,420	19,240

※上表は平成22年12月20日以降加入時（中途加入を含みます。）の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下記へお願いいたします。

＜取扱代理店＞
株式会社　宏栄
〒107-0062　東京都港区南青山1-10-3　橋本ビル3階
TEL　03（3405）8661

＜引受保険会社＞
株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL　03（3349）3240

全国弁護士グループ Japan Lawyers Group　http://www.zenben.org

SJ10-07776（平成２２年11月5日作成）